3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び三根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年九月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏　名
415532	山田　裕啓
415534	溝口　哲夫
415536	奥田　正一
415538	本野　智之
415540	竹内　大悟
415542	風間　一郎
415544	田中　洋介
415546	鈴木　陽平
415548	寒川　知生
415550	武士　幸義
415552	小林　正和
415554	大塚　極
415556	髙山　幹彦
415558	浜潟　純大
415560	島野　陽介
415562	古屋　仁
415564	坂口　弘
415566	加藤　卓
415568	深谷健一郎
415570	宮井　隆多
415572	藤井　康裕
415574	天野　智和
415576	中島　彰文
415578	正井　浩
415580	榎　純伊知
415582	板垣　茂一
415584	小林　仁
415586	北川　博章
415588	神田　隆通
415590	上邑　圭吾
415592	北村　智幸
415594	青木　一生
415596	杉下　貫之
415598	倉持　岳大
415600	江原　博
415602	大橋　正章
415604	加藤伸一郎
415606	渡辺　誠
415608	内藤　幸彦
415610	新井　弘美
415612	古川　祐治
415614	河合　総介
415616	井原　大介
415618	内山　克彦
415620	大鹿　実
415622	馬野　寛之
415624	片桐　淳
415626	川瀬　健夫
415628	櫻木　一雄
415630	堅月　洋典
415632	長尾　雅之
415634	山内　淳
415636	渡戸　満

○経済産業省告示第二百四十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十八年九月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年九月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	（変更後）	（変更前）
405579	大木　裕子	坪井　裕子
412485	押元　麻衣	川名　麻衣

○経済産業省告示第二百四十二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年九月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏　名
107833	村田　哲也
301628	下山　悦男
408337	小川　晃生
409169	伊藤　唯史

○経済産業省告示第二百四十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十八年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年九月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏　名
107846	市来　敏則
403268	大久保　憲
409157	久井　昌明
409217	高市　竜介

○経済産業省告示第二百四十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十八年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年九月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏　名
103246	新美　一博

○経済産業省告示第二百四十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十八年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年九月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏　名
411225	末永　輝明

○経済産業省告示第二百四十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第二号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第四号（中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件）を次のように改正する。

平成二十八年九月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏　名
404012	福田　裕二
409228	相馬　裕晃
409251	鈴木　博人
409263	說田　巧
409301	大向　剛
409250	倉長　恵子
409257	川嵜　一夫
409278	市原　義文
415583	板垣　哲二
415585	今井　淳一
415587	中川　純
415589	朝倉　潤一
415591	濱島　晃
415593	溝口　明典
415595	猿渡　達雄
415597	中澤　勝美
415599	安井　強
415601	青木　正典
415603	松元　伸洋
415605	大石　康晴
415607	萩野　卓朗
415609	長田　卓也
415611	山口　宣行
415613	南須　将也
415615	山口　栄二
415617	井上　稔
415619	梅谷　大
415621	大塚　徳人
415623	大西　孝志
415625	金和　英俊
415627	西條　和寛
415629	新宮　亮佑
415631	中川　資生
415633	堀江　正敏
415635	棚瀬　博之

1　事業活動の制限

ロシア連邦排他的経済水域におけるさけ・ます類の流し網漁業の禁止に伴い当該漁業を営む者（以下「特定漁業者」という。）が平成二十八年一月一日から実施している当該漁業の操業の制限

2　事由

次のいずれかに該当する中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降、いずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年又は前々年同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年又は前々年同期比十パーセント以上であること

一　特定漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

二　特定漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

三　北海道根室市に事業所を有する中小企業者

3　指定期間

平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで

○国土交通省告示第千九十九号

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号。以下「改正省令」という。）附則第二条第二項及び第三条第二項の規定により読み替えられた建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の二の規定により、次の機関の行う講習を登録解体工事講習として登録したので、改正省令第二条第二項及び第三条第二項の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の三の十六第一号の規定により、公示する。

平成二十八年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

㈠　登録年月日　平成二十八年九月二十九日

㈡　登録番号　2

㈢　氏名又は名称　一般財団法人全国建設研修センター

㈣　住所　東京都小平市二丁目一番二号

㈤　法人である場合の代表者の氏名　野見山恵弘

㈥　講習業務を行う事務所の所在地　東京都小平市二丁目一番二号